

おきぎん外為 Web サービスにて外国送金を行うお客さまへ
(お取引内容の確認資料ご提出のお願い)

平素より沖縄銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な取り組みの強化を踏まえ、お客さまの外国送金取引に際して、お取引内容が確認できる資料のご提出をお願いすることがございます。

なお、資料をご提出いただいてもお取引内容によっては、当行にてお取り扱いできない場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

お客さまには大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

1. 資料のご提出をお願いするお取引について

下記に該当するお取引の場合、送金目的に応じた資料をご提出いただき内容を確認させていただいた上でお手続きを行います。(送金実行後に、中継銀行や受取銀行の照会対応のため、後日ご提出をお願いすることもございます。)

資料のご提出をお願いするお取引
① 新規のお取引
② 過去2年以上、送金実績のないお受取人さまとのお取引
③ 送金情報(送金通貨、受取人取引銀行情報、受取人情報、送金目的等)に変更があるお取引
④ 高額なお取引(3000万円相当額超)
⑤ 外為関連法令等の規制に該当しないことを確認するために詳細の確認を要するお取引
⑥ 当行にてマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと定めている国や商品品目にかかるお取引 等

【送金目的に関する資料の一例】

送金目的	ご提出頂く資料の一例
貿易取引全般	請求書(INVOICE)、売買契約書、船荷証券、原産地証明書等
サービス利用料・業務委託費用	サービス利用/業務委託に係る契約書、請求書等
不動産購入	不動産売買に関する契約書、請求書等
投資・出資・会社設立	投資先等との契約書、投資資金の送金指示書、出資先の登記簿謄本・請求書、当局宛届出受理証控等
ローン・返済金返済	貸借契約書、融資契約書等
保険料	保険に関する契約書、請求書等
滞在費・旅費	運賃、宿泊先の請求書・予約票、旅行の日程が確認できる資料等

2. 送金原資に関する資料のご提出について

当行預金口座の取引履歴から送金原資の内容が確認できる場合を除き、送金原資が確認できる資料をご提出いただき内容を確認させていただいた上でお手続きを行います。

※原則、お取引の直前1週間以内に現金で入金を行ったご資金での外国送金はお受付できませんので、ご了承ください。

【送金原資に関連する資料の一例】

送金原資	ご提出頂く資料の一例
物品の販売代金	契約書、取引に関する書類等
運用に関する資金(配当金等)	運用に関する契約書等
不動産関連収入	不動産賃貸に関する書類等
※他の金融機関のお口座から当行へご送金原資を振込いただいた場合、当該他の金融機関口座の入出金明細等	

3. 資料のご提出方法について

おきぎん外為 Web サービスにてご依頼の際にファイルを添付いただくか、下記のメールアドレスへご送信ください。

沖縄銀行証券国際部 メールアドレス 【 intl@okinawa-bank.co.jp 】

件名には、お客さまの名称と外国送金のご依頼日、外国送金資料と明記をお願いいたします。【例】〇〇商事〇月〇日外国送金資料

以上

2023年9月現在